

白浜町行政事務等包括委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、白浜町の行政事務等の一部を包括的に委託するにあたり、業務の目的及び内容に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務名

白浜町行政事務等包括委託業務

(2) 業務内容及び履行場所

「(別紙3) 白浜町行政事務等包括委託業務仕様書」、「(別紙4) 業務別仕様書」、「(別紙5) 車両使用及び管理に関する特記仕様書」、「(別紙6) 貸与備品台帳」、「(別紙7) 消耗品等費用負担区分表」、「(別紙8) 施設維持管理業務一覧表」及び「(別紙9) 施設維持管理業務特記仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 委託料上限額

委託料上限額（総額）

1,083,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳）委託料上限額（年度別）

各年度	361,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
-----	------------------------------

※この委託料上限額は、契約（予定）金額ではなく、業務内容の規模を示すものであり、本業務に係る委託料見積額は、委託料上限額（総額）及び委託料上限額（年度別）をそれぞれ超えない額とすること。

3 参加資格要件

(1) 参加申込書（様式1号）提出までに「令和6・7年度白浜町物品入札等参加者登録名簿」において、次の営業種目で登録されていること。

大分類	コード	小分類
【役務又は委託等】 その他の役務又は委託	ン01	その他の役務又は委託

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 本プロポーザルの公告日から契約締結日までの期間において、和歌山県及び白浜町の指名停止措置を受けていないこと。

4 提供資料等

白浜町から提供する資料並びに当該資料の交付期間及び入手方法は次のとおりとする。

(1) 提供資料

- ①白浜町行政事務等包括委託業務公募型プロポーザル実施要領
- ②（別紙１）企画提案書作成等要領
- ③（別紙２）白浜町行政事務等包括委託業務審査基準
- ④（別紙３）白浜町行政事務等包括委託業務仕様書
- ⑤（別紙４）業務別仕様書
- ⑥（別紙５）車両使用及び管理に関する特記仕様書
- ⑦（別紙６）貸与備品台帳
- ⑧（別紙７）消耗品等費用負担区分表
- ⑨（別紙８）施設維持管理業務一覧表
- ⑩（別紙９）施設維持管理業務特記仕様書
- ⑪参加申込書（様式第１号）
- ⑫業務所管課ヒアリング参加申込書（様式第１号の２）
- ⑬業務実績書（様式第２号）
- ⑭質問書（様式第３号）
- ⑮白浜町行政事務等包括委託業務見積書（様式第４号）
- ⑯辞退届（様式第５号）

(2) 交付期間

令和６年７月１６日（火）から令和６年８月１５日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）のそれぞれ午前８時３０分から午後５時１５分までの間、随時交付する。ただし、最終日については、午後５時までとする。

(3) 入手方法

次のいずれかの方法による。

- ①白浜町公式ホームページからダウンロードする。

※白浜町公式ホームページアドレス

<http://www.town.shirahama.wakayama.jp/>

- ②下記連絡先へ電話により連絡し、その指示を受ける。

白浜町役場総務課行政改革室財政係

電 話 ０ ７ ３ ９ － ４ ３ － ５ ５ ５ ５

(4) その他

白浜町から提供する資料以外の資料は、事業者が独自に入手すること。

5 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望するものは、次により関係書類を提出するものとする。

(1) 提出書類等

- ①提出書類 参加申込書（様式第1号）
- ②提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留によること。）
- ③提出先 〒649-2211
和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
白浜町役場総務課行政改革室財政係
行政事務等包括委託業務公募型プロポーザル担当宛

(2) 提出期限 令和6年8月15日（木）午後5時必着

6 企画提案書等

「参加申込書（様式第1号）」を提出した事業者は、「（別紙1）企画提案書作成等要領」に基づき、企画提案書等を作成し、提出するものとする。

7 審査方法等

(1) 審査方法等

- ① 本プロポーザルに係る企画提案書等の審査は、白浜町職員により構成する「白浜町行政事務等包括委託業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行う。
- ② 委員会による審査は、「（別紙2）白浜町行政事務等包括委託業務審査基準」に基づき、行うものとする。
- ③ 委員会による審査は、プレゼンテーション審査とする。
- ④ 参加事業者が1社の場合であっても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。
- ⑤ 審査結果に対する参加事業者からの異議申立ては、受け付けない。
- ⑥ 審査結果は、企画提案書等を提出したすべての参加事業者に通知するものとする。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「（別紙2）白浜町行政事務等包括委託業務審査基準」に定める審査基準に基づき委員会が行い、評価合計点総計の最も高い参加事業者を最優秀提案者として選定する。ただし、評価合計点総計が満点（委員数×100点）の60%に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

- ①審査日時 令和6年9月下旬
- ②場 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
白浜町役場

※オンライン形式で行うことがある。（使用システム等：Zoom）

※詳細については、参加事業者ごとに別途通知する。

- ③順 番 参加申込書の受付順の逆順とする。

④説明時間

- (ア) 企画提案書等の説明時間 40分以内
- (イ) 選定委員会委員の質問時間 20分以内

⑤説明者数 5人以内

⑥提案説明 プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン及びプロジェクター等を使用した説明は許可する。

⑦その他 審査会場のプロジェクター及びスクリーンは白浜町が用意し、その他の必要な機器は、提案者が用意するものとする。

8 契約者の決定

最優秀提案者を優先交渉権者として、契約条件等についての協議を行うものとする。なお、協議は提出された企画提案書等の内容を基本として行い、当該協議により、適宜提案内容を補正し、合意後、再度見積書を徴した上で、契約を締結するものとする。また、優先交渉権者と協議が調わず、契約の見込みがないとき、又は優先交渉権者が失格事由に該当するときは、プレゼンテーション審査の評価合計点総計が次点の企画提案書等を提出した参加事業者を優先交渉権者として協議を行うものとする。

9 失格事由

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 所定の日時及び場所に企画提案書等を提出しないとき
- (2) 企画提案に係る談合、又は企画提案書等の提出書類への虚偽記載などの不正行為があったとき
- (3) 他の参加事業者の企画提案の代理をしたとき
- (4) 2案以上の企画提案書等を提出したとき
- (5) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき
- (7) 白浜町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成18年白浜町要綱第126号）第4条に規定する指名停止の措置を受けたとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと白浜町が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を白浜町に請求することはできない。

11 参加事業者の辞退

参加事業者が、都合によりプロポーザルを辞退するときは、速やかに白浜町総務課行政改革室財政係まで連絡し、「辞退届（様式第5号）」を提出すること。

12 その他留意事項

- (1) 提出できる企画提案書等は、参加事業者1社につき、1案とする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用（出張旅費等を含む。）は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 参加事業者は、本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 参加事業者より提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- (5) 参加事業者に対する事前説明会は、開催しない。
- (6) 当該業務の実施に当たっては、白浜町と受託者において企画提案された内容を協議し、実施内容等を決定するものとする。
- (7) 参加事業者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部の履行について、あらかじめ白浜町の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (8) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、白浜町が本プロポーザルに関する報告及び公表のために必要な場合は、当該参加事業者の承諾を得ずに提出書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルに関し提出された書類は、白浜町情報公開条例（平成18年白浜町条例第10号）に基づき、公開される場合がある。

13 質問方法等

本プロポーザルに関する質問及び回答方法については、次のとおりとする。

- ①質問方法 質問事項を記載した「質問書（様式第3号）」を電子メール又はFAXにより送付すること。
※電子メール又はFAXが使用できない場合は、電話連絡とすること。
- ②提出先 白浜町総務課行政改革室財政係
行政事務等包括委託業務公募型プロポーザル担当宛
電 話：0739-43-5555（代表）
FAX：0739-43-5353
e-mail：zaisei@town.shirahama.lg.jp
※電子メールの件名は、「【プロポ質問】（参加事業者名）」とすること。
- ③受付期限 令和6年7月31日（水）午後5時必着
- ④回答等 すべての参加事業者に対し、令和6年8月9日（金）までに、電子メール又はFAX等により、回答する。なお、質問への回答は、上記4に定める提供資料の内容等に関する追加又は修正とみなす。

14 業務所管課ヒアリング

参加事業者による業務所管課への業務内容等に係るヒアリングを開催するので、参加を希望する場合は、「業務所管課ヒアリング参加申込書（様式第1号の2）」を

「参加申込書（様式第1号）」とあわせて提出すること。

(1) 業務所管課ヒアリングの開催日時等

①日 時 令和6年8月20日（火）～令和6年8月22日（木）
午後1時30分

②場 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地
白浜町役場 第一会議室

(2) その他

業務所管課ヒアリングに参加しない場合でも、本プロポーザルには参加できるものとする。

15 担当課等

白浜町総務課行政改革室財政係（担当：東・湊）

電 話：0739-43-5555（代表）

F A X：0739-43-5353

e-mail：zaisei@town.shirahama.lg.jp